

公益認定等委員会 だより

第11号(その18)

平成24年

10月1日発行



(秋の)足立美術館の庭園(写真提供:(公財)足立美術館)

来年4月1日に登記を希望する法人からの申請が間もなくピークを迎えます。近く申請を予定する法人におかれましては、8ページで紹介しています申請サポートをご活用ください。また、新しい公益法人等の現況データを取りまとめ、本誌6ページに掲載しています。

<目次>

- P2 公益法人の活動紹介
⑰委員による公益法人訪問
(島根県)
・(公財)足立美術館
・(公財)しまね国際センター
⑱(公社)全国宅地建物取引業
協会連合会
P6 新たな公益法人等の現況
について(速報)
P8 申請サポートについて

内閣府への申請状況 (平成24年9月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1,949	274	1,572	103
移行認可	1,760	484	1,224	52
新規認定	167	33	113	21

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

公益法人の活動紹介⑰

～委員による法人訪問(8/29)～

本年8月28日に島根県で開催された公益法人担当中国ブロック会議に公益認定等委員会の雨宮委員長代理が出席し、併せて同県で認定された公益法人を訪問しました。その模様を御紹介いたします。

(公財)足立美術館

(公財)足立美術館は、創始者の足立全康が蒐集した横山大観らの日本画を中心とする美術品を展示する美術館として昭和45年に開館されました。島根県から移行認定を受け、平成23年4月1日から公益法人として、美術館事業を通じて、日本画と日本庭園の調和した空間を提供することにより、総合日本文化の振興に貢献する活動を行っています。



横山大観「紅葉」(画像提供: 足立美術館)

日本一の日本庭園

足立美術館では、「庭園もまた一幅の絵画である」という創始者の想いと情熱を引き継ぎ、様々な景観を持った日本庭園を維持・管理・公開しています。この庭園は、米国の日本庭園専門誌「ジャーナル・オブ・ジャパニーズ・ガーデニング」が実施する庭園ランキングで2003年から9年連続で日本一に選ばれています。今回、その素晴らしい庭園の一部を写真で掲載させていただきましたが、実際にご覧いただくと、その美しさをより一層実感していただけるものと思います。



上段: 庭園の一部(枯山水庭)
下段: 生の額絵(窓を絵の額縁に見立て、庭園を絵画として鑑賞できる。)

足立美術館 (<http://www.adachi-museum.or.jp/>)

島根県安来市古川町320

・JR安来駅、JR米子駅、玉造温泉、皆生温泉より、無料シャトルバス運行

・山陰自動車道安来ICより車で10分

TEL 0854-28-7111 FAX 0854-28-6733

開館時間 9:00～17:30(10月～3月は17:00)

休館日 年中無休

今後の展望

素晴らしい庭園・美術品の数々を拝見した後、法人理事等と雨宮委員との意見交換が行われました。森理事から、「公益法人に移行するにあたっては、収支相償等公益認定法の諸要件の関係で一時は美術館事業の継続云々を議論しなくてはならないのではないかというような局面もあったが、県庁とよく議論して乗り越えることができた。」という発言のほか、現行制度に対しての貴重な御指摘を頂きました。

また、今後の展望として、1995年に創設の「足立美術館賞」や2010年に新設した新館を利用した現代日本画の展示を通じて、次代を担う日本画家の育成と現代日本画の発展に貢献していきたいとのことでした。

雨宮委員からは、「素晴らしい庭園と美術品で感激した。今後も、寄附税制など公益法人となった利点を活用し、このような活動を維持・発展させていっていただきたい。」と申し上げ、訪問を終えました。

(公財)しまね国際センター(<http://www.sic-info.org/>)は、昭和37年3月に設立された島根県海外協会を前身とし、島根県による移行認定を受け、平成24年4月1日から公益法人として活動をしています。現在は①外国人住民の総合的な生活等支援や国籍・民族を超えた多文化共生の地域づくりに関する事業、②地域住民の国際理解の推進や国際的な人材育成など国際交流・協力に関する事業を行うことにより、地域の国際化及び活性化に貢献しています。

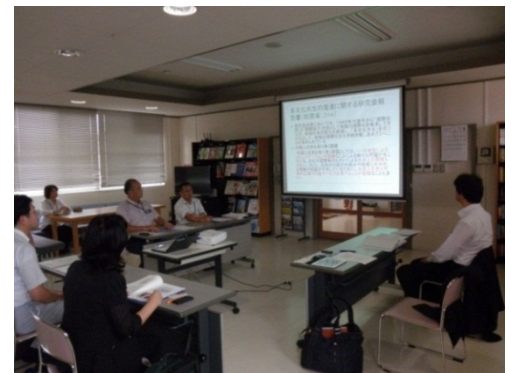
外国住民に対するサポート

しまね国際センターでは、職業訓練や留学などで、比較的長期にわたって島根県に滞在する外国の方が日常生活を円滑に送り、地域の一員として社会参加することができるよう、多言語(英語、中国語、タガログ語など)での来日直後の行政手続や医療機関の受診サポートのほか、日本語習得のサポート、通訳ボランティア派遣、法人HPでの平易な日本語での情報提供など様々なサポートを提供しています。

また、昨今では、「(外国人住民子弟の)学校におけるいじめ解消のための支援」、「外国人住民の離婚・ビザ問題」や、「技能実習生への賃金不払い問題」など、個別の事情に応じたサポートが必要となる事例に対して、相談から解決まで一貫して対応するケースが増えているとのことでした。

地域住民に対する国際理解促進

また、北東アジア地域と県内の青年を対象に、法人が有する交流プログラムやホームステイ・ボランティアを活用した「北東アジア交流の翼inしまね」と題して研修、意見交換会を開催するほか、優れた国際交流・協力活動や外国人住民支援を行う団体や個人に対する助成・表彰という事業を通じて、地域住民の国際理解の促進や国際的な人材の育成を図っています。



次の災害に備えて

しまね国際センターでは、東日本大震災を踏まえて、次の災害への備えとして、多言語による災害支援センターの設置訓練を、昨年10月30日及び本年9月1日に実施しました。災害支援センターは、法人に登録したボランティアで運営され、災害時には災害対策本部等の災害情報の多言語翻訳、避難所の情報の翻訳、避難所巡回及び避難所での外国人住民への情報提供や質問を受けることなどのサービスを提供します。

また、多言語で作成された防災ハンドブックを作成・配布しています。災害用語・医療用語など外国人住民の方が分りにくい言葉もあるため、有事の際には、外国人住民の方々にとって非常に心強いものとなるのではないかと思います。(このハンドブックは、<http://www.sic-info.org/disaster/>から閲覧できます。)



最後に

有馬理事長から、「(外国人住民へのサポートについては)行政の力で対処していく面と、全くの民間でやっていく面と二面があるが、当法人は両者の中間にあるという特性を活かして、日々変わっていくニーズに柔軟に対応していきたい」旨、今後の展望が述べられました。

雨宮委員からは、「言葉の壁の問題に対して、細かなところまで対応されていて、非常に有意義な事業だと思う。全国に向けて広くアピールしていくことで、財源などの問題も解決していくのではないかな。」と申し上げ、訪問を終えました。

～公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会～ (内閣府認定)

安全、安心な不動産取引のために

一般消費者保護及び宅地建物取引業の健全な発達を目的として、宅地建物取引業法に基づいて、宅地建物取引業者が自主的に都道府県ごとに宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）を設立し、その宅建協会を会員とする全国的な連合会組織が本会です。昭和42年に設立して46年目を迎えた今年4月より公益社団法人へ移行しました。公益事業としては、不動産に関する調査研究・政策提言、情報提供活動や、不動産取引啓発、不動産に関する人材育成事業を行っています。

不動産物件情報サイト（ハトマークサイト）による被災者への情報提供活動

今般の東日本大震災においては、全国組織を活かして傘下10万会員業者に幅広く空室情報の提供を求めるとともに、ハトマークサイトを通じて被災者に空室物件情報を提供しました。さらに、被災地でのパソコ

ン検索が困難であることから、携帯電話サイト（ハトマークサイトモバイル）を稼働させて、利便性の向上を図りました。ハトマークサイトは、災害等の有事では迅速な空室情報提供を実施するための最大の基盤、ネットワーク機能を有しますが、平時にあっては、国民の住生活環境の向上を図るための各種情報を掲載しています。一例として、全国市町村ごとの売買価格相場、適正家賃を知るための統計情報のほか、ハザードマップ等の不動産取引に役立つ情報、トラブル事例集などの情報提供を通じて、一般消費者の安全、安心な不動産取引の推進を図っています。

さらに、被災者の早期復旧、復興を図るため各種政策提言活動を行うとともに、原子力損害賠償のため設けられた政府の調査会に専門委員を派遣しました。

なお、これら諸活動が評価されて今年7月に国土交通大臣より感謝状が授与されました。

セーフティネット機能を有し、公正競争規約に準拠した安全安心な情報です。

賃貸マンション・アパートを探す | 賃貸オフィス・店舗・駐車場を探す | 売買物件・不動産を探す | お近くの不動産会社を探す

OPEN

住宅情報を開く

あなたに最適な不動産、新しい生活の始まりは、安心のハトマークから。

全国のネットワークで国民の住生活向上をサポートします。

不動産に関する 全国統計データ

Statistics Data

このたびの東日本大震災（東北関東大震災）により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

ハトマークサイトについて | 個人情報の取り扱いについて | サイトマップ

Copyright (C) 2011 HATOMARKSITE All Right Reserved. Produced By SHIKI-DESIGN.

写真：ハトマークサイトトップページ

一人暮らし向けに出前授業やインターンシップを実施

初めての一人暮らしについては誰でも不安なものです。そこで本会では、一人暮らしする際に、必要となる賃貸借契約に関する法律や生活マナー等に関する知識や情報をまとめた小冊子を作成し、教育機関等への寄贈を進めています(平成24年9月末で9,176校・64,034冊)。併せて本会ホームページにも掲載していますが、今年7月に千葉県の明海大学において、監修者の先生方が大学生を対象に出前授業を行いました。

また、学生の職業意識の形成と不動産取引実務の就業体験を提供するインターンシップ制度を平成17年より明海大学と平成24年より城西大学との間に協定を締結して、会員業者の協力のもと実施しています。



写真: 明海大学での出前授業

消費者向け不動産取引セミナーの開催

一般消費者にとって不動産取引に係る機会は人生において限られており、関係する法律や制度は専門性が高く馴染みが薄いものです。そこで本会では、消費者の方々が住まいのあり方や選び方などを様々な視点で考えていただくきっかけの場として、昨年から消費者セミナーを実施しています。

今年は12月6日に東京で、12月16日に大阪で「住まいのセミナー」の開催を予定しており、中西哲生氏と水道橋博士氏、パンツェッタ・ジローラモ氏らがパネラーとして出席します。



写真: 城西大学生のインターンシップの様様

- * 全宅連ハトマークサイト
(URL <http://www.hatomarksite.com/>)
- * 全宅連ホームページ
(URL <http://www.zentaku.or.jp/>)

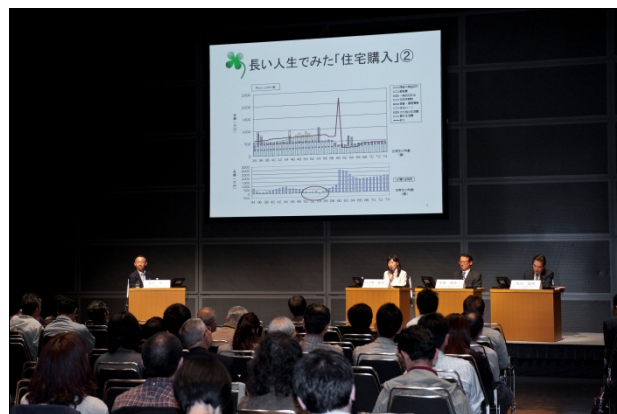


写真: 昨年11月東京都内での住まいのセミナーの様様

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。詳しくは下記応募手続を御確認ください。

(応募手続)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL: 03-5403-9524, 9533 e-mail: koeki-info@cao.go.jp

新たな公益法人等の現況について(速報)

内閣府では、平成20年に施行された新制度の下における公益法人の事業規模や寄附金収入等の活動状況の指標となるデータを法人の事業報告に基づき取りまとめ、平成24年9月20日に初めて公表しました。

<概要>

今回の速報値は、公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人から内閣府に提出された平成23年度の活動実績を報告する定期提出書類(公益法人:事業報告等 一般法人:公益目的支出計画実施報告書等)に基づき集計したものです。活動実績の報告については、1事業年度経過後3か月以内に行政庁へ提出することとなっています。

以下の数値は速報値であり、確定値については確認作業終了後の12月頃に公表する予定です。

公益法人について(829法人)

	合計	平均値	中央値
正味財産額(億円)	27,088.0	32.7	6.3
公益目的事業費(億円)	4,216.0	5.1	0.7
公益目的事業比率(%)	—	81	84
会費収入(億円)	74.3	896(万円)	—
寄附金収入(億円)	672.8	0.8	199(万円)
理事(常勤)	995	1	1
理事(非常勤)	8,166	10	8
職員数	24,565	30	4

⇒公益法人829法人で、年間4,200億円を超える規模の公益活動を行っています。

公益法人のうち税額控除対象法人について(147法人)※

	合計	平均値	中央値
正味財産額(億円)	5,070.1	34.5	5.5
公益目的事業費(億円)	1,156.8	7.9	0.9
公益目的事業比率(%)	—	83	86
寄附金収入(億円)	213.0	1.4	1,723(万円)
職員数	7,679	52	6

※移行後1事業年度経過前で活動報告を行っていない法人も含め、国所管の税額控除対象法人の総数は216法人

⇒税額控除対象法人の寄附金収入の中央値は1,723万円。829法人全体の中央値は199万円(上記参照)となっています。

一般法人について(285法人)

	合計	平均値	中央値
公益目的財産残額(億円)	7,389.5	25.9	3.0
公益目的支出/年(億円)	1,460.3	5.1	0.4
公益目的財産残額の減少額/年(公益目的支出－収入)(億円)	666.9	2.3	0.2

⇒移行した一般法人285法人における公益目的の活動規模は、年間1,460億円に及んでいます。

公益法人(829法人)と特例民法法人(6,523法人)の比較

	公益法人		特例民法法人※1	
	平均値	中央値	平均値	中央値
正味財産額(億円)	32.7	6.3	19.8	1.6
寄附金収入※2(万円)	8,116	199	4,323	0
理事(常勤)	1	1	1	1
理事(非常勤)	10	8	20	16
職員数	30	4	34	4
職員数(常勤)	36	3	31	4

※1 特例民法法人のデータについては、平成23年度特例民法法人に関する年次報告を元に作成。

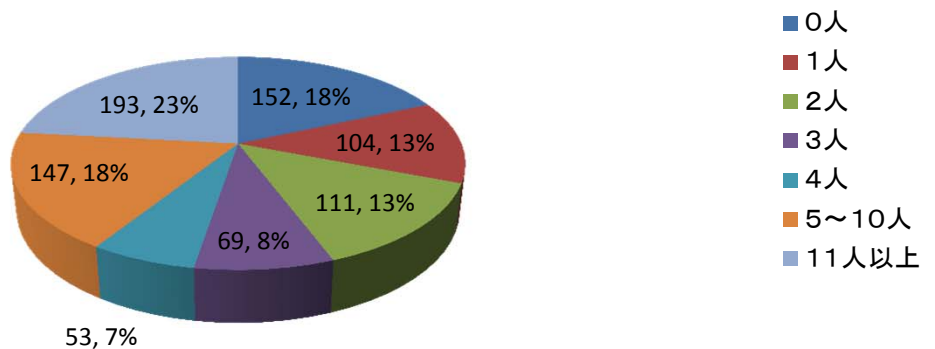
※2 特例民法法人における寄附金については、寄附金と財団法人における会費の総額をもとに算出。

⇒寄附金収入の平均値でみると、新しい公益法人は特例民法法人の約2倍となっています。

公益法人の常勤職員数

公益法人の常勤職員数の分布

常勤職員数の平均は
1法人あたり26人



常勤職員	0人	1人	2人	3人	4人	5～10人	11人以上
法人	152	104	111	69	53	147	193
割合(%)	18	13	13	8	6	18	23

⇒常勤職員の平均人数は26人ですが、個々の法人で見ると58%が4人以下となっています。

申請サポートについて

申請を検討されている法人におかれましては、内閣府で行う申請サポートを活用して、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料です。）

特に、来年4月1日登記を目指し、11月の申請を目指している法人につきましては、申請前最後の窓口相談（11月）の申込みが10月9日（火）までとなっていますので、その他の申請サポートと併せて積極的にご利用ください。

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」を御覧ください。

これらの各種申請サポートについては、「公益認定等委員会だより第7号（その14）」において詳しく御紹介しています。御参照ください。

○近く申請を考えている法人はこちら

民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とする相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

10月23日（火）に福島（申込〆切10月9日（火））で開催します。今後も地方での開催のさらなる充実に予定しています。

申込方法等については、決まり次第、随時「公益法人information」でお知らせします。（応募多数の場合は御参加いただけない場合があります。）

窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行います。なお、11月の窓口相談については、10月9日（火）まで募集しています。相談を希望される法人におかれましては是非お申し込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

○これから申請準備を始める法人はこちら

基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説します（1回1時間半程度）。次の開催は10月18日（木）となります。

申込方法等については、随時「公益法人information」でお知らせします。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669 （時間）平日10時～16時45分

○その他のサポート

業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によるある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231